

## 長柄町「空き家バンク」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長柄町における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近く居住しなくなる予定の町内に存在する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した空き家の情報を、町内への定住等を目的として空き家の利用を希望する個人で前条の趣旨に照らし町長が適当と認めるもの（以下「利用希望者」という。）に対し、提供するシステムをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンクを利用しない空き家の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへの空き家の登録を受けようとする所有者等は、長柄町「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、第4条第2項の規定により登録を受けた空き家が次に掲げる事項に該当するときは、空き家台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」登録取消し通知書（様式第5号）により当該空き家に係る物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を削除された空き家については、改めて登録を行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から3年を経過したとき。
- (3) 「空き家バンク」登録取消し願い書（様式第6号）の届出があったとき。
- (4) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、空き家台帳に登録された空き家の情報のうち、必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）により町長に申し込むものとする。
- 3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは「空き家バンク」利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第9号）により当該申込者に通知するものとする。

(利用登録の要件)

第8条 前条第3項の規定により利用登録台帳への登録（以下「利用登録」という。）を受ける者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、長柄町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者であること。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 第7条第3項の規定により利用登録台帳の登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録を受けた事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書（様式第10号）により町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 第7条第2項の規定による申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて利用登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (6) その他町長が第1条の趣旨に照らし適当でないと認めたとき。

(物件の紹介等)

第11条 町長は、必要に応じて、所有者等及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。